

令和6年度富山県食品衛生監視指導計画（案）に関する意見募集結果

- 1 意見募集期間 令和6年2月28日（水）～令和6年3月15日（金）
- 2 意見提出件数 3件
- 3 意見の概要 意見の大部分は施策への質問・要望であった。（詳細は下表のとおり。）

No.	ご意見の項目	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
1	第3 監視指導の実施に関する事項	2021年に改正食品衛生法が施行され、漬物製造業はこれまで経過措置期間で猶予されていますが2024年6月以降は届出制から許可制に変更となります。また、魚介類加工業、液卵製造業、そうざい半製造品等製造業も同様に、食品衛生法に基づく手続きが必要となります。令和6年度計画（案）に対応は示されているのでしょうか。 また、富山県食品衛生条例業種の営業者へ、わかりやすいチラシ等を作成し、周知をお願いいたします。	いただいたご意見の対応について、特段お示ししておりませんが、旧条例における届出等により把握している食品等事業者に対して、法施行時から、県で作成したリーフレット等を用い、監視時や研修会のほか、関係機関を通じ、必要な許可取得について周知・指導してきたところです。 ご指摘のとおり経過措置期間が令和6年5月末日までとなりますので、対象事業者には、積極的に指導していきたいと考えております。
2	第6 消費者への情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項	令和6年度、子供を対象にしたリスクコミュニケーション事業を検討されることは良いことだと思います。「食の安全子どもミーティング（仮称）」はどのような内容を想定されているのでしょうか。	「食の安全子どもミーティング（仮称）」は、夏期休暇時等、子供やその保護者を対象に、①食品工場見学、②食中毒予防に関する講座、③事業者、消費者、行政との意見交換会の実施を検討しています。お子さんが、食の安全安心に興味をもつきっかけになるよう学べる場を提供したいと考えております。
3	第6 消費者への情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項	「食の安全を語る会」が「食の安全子どもミーティング（仮称）」に変更となっていますが、「食の安全を語る会」はなくなるのでしょうか。	「食の安全を語る会」は、廃止の予定です。リスクコミュニケーション事業については、消費者や関係機関等のご意見を踏まえながら、引続き検討してまいります。

※ 意見の受付順